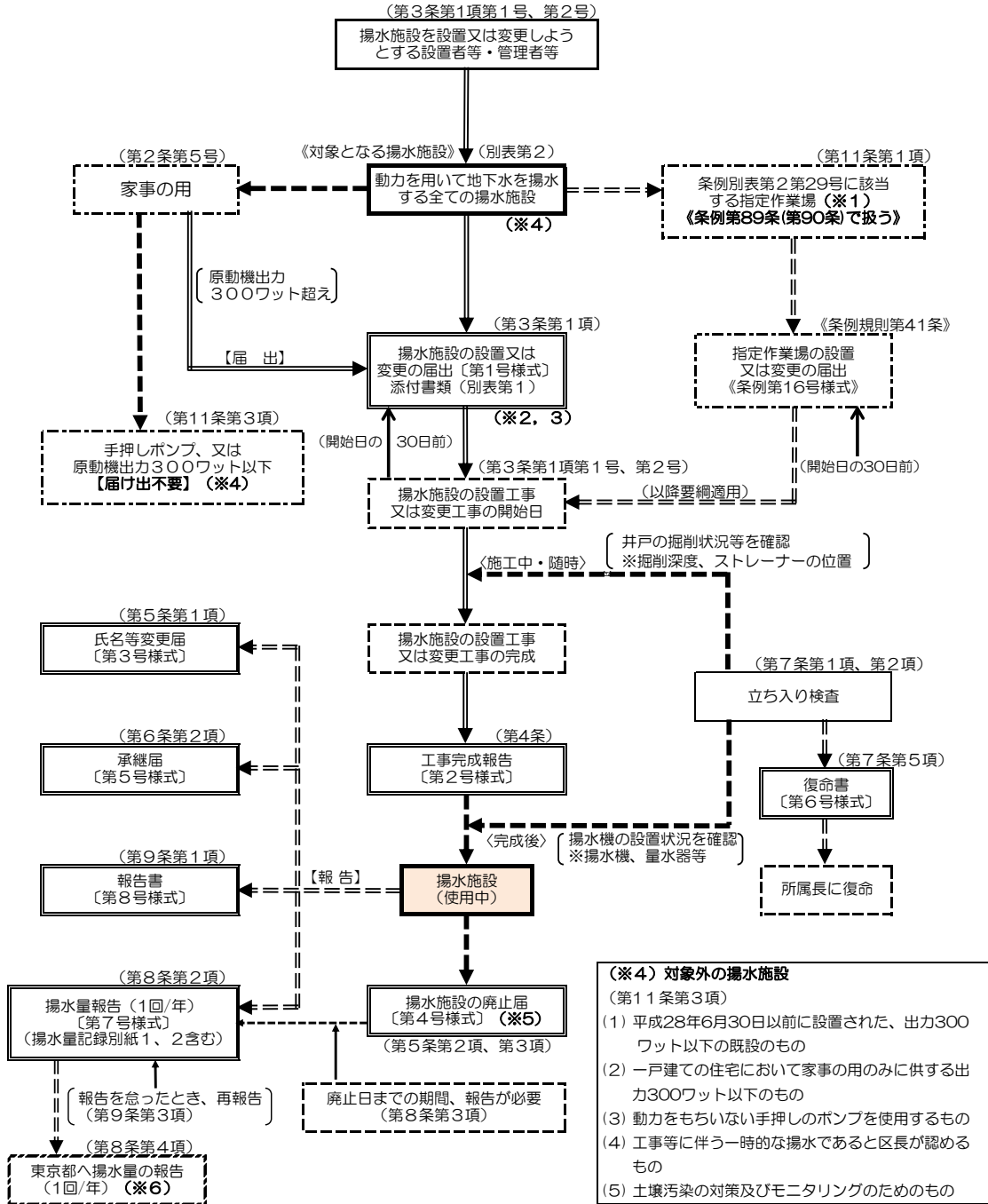


大田区揚水施設設置等に係る事務取扱要綱フロー図



《適用の除外》

- ※1. 浴室の床面積の合計が150平方メートルを超える公衆浴場で、揚水施設を有するもの。第3条(第2項は除く。)の規定は適用しない。当該揚水施設で、揚水機の吐出口断面積が6平方センチメートルを超えるものは「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号。(略称「ビル用水法」という。))に基づき、東京都知事の許可が必要となります。許可取得後に届出を受けます。(許可証の写しを添付)
- ※2. 条例第76条第3項及び条例第134条第3項に掲げる揚水施設については、第3条第2項の規定は適用しない。
- ※3. 平成13年3月31日以前に設置された、出力300ワットを超える既設の揚水施設については、第3条第2項の規定は適用しない。
- ※4. 第11条第3項に掲げる揚水施設については、本要綱の規定は適用しない。ただし、区長が必要と認めるものはこの限りではない。
- ※5. 揚水施設廃止後において地下水汚染及び可燃性天然ガス(メタンガス)の発生を招かないように措置すること。
- ※6. 揚水量報告に係る個人情報に関しては、大田区個人情報保護条例(平成10年条例第66号)に基づき、適正な収集及び管理を行い、東京都からの依頼を受けて提供します。

《備考》

この要綱は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号。)第2条の表24の項イからハまでの規定に基づき、大田区が実施する都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。)の規定による揚水施設の設置又は変更等に係る申請、届出、報告、揚水量の測定等の手続きを定める。